

イノアック国際教育振興財団第32期奨学生募集要項

1. 対象者 (A) 日本の大学・大学院に在学している外国人留学生
(2018年4月以降に1年以上継続して勉学をする学生)
(B) 大学・大学院に在学もしくは在籍中の日本人学生で外国に留学しようとする者
- ※1 大学の研究生は対象外。
※2 給付期間中他から奨学金を受けていないこと。
2. 奨学金 (A) 月額 5万円
(B) 月額10万円
3. 給付方法 3ヶ月毎(3月、6月、9月、12月)に、レポートの提出と引換えに3ヵ月分ずつ指定口座に振り込み。
※(B)の給付方法については本人と相談の上決定。
4. 給付期間 2018年4月分より2020年3月分迄の1年以上2年以内
※日本人学生については10か月以上2年以内
5. 採用人数 合計11名前後
6. 応募方法 (A) (B)
下記の書類を必ず大学を通して提出下さい。
[a]奨学生推薦書
[b]奨学生願書(1)(2)
[c]成績証明書(コピーでも可)
[d]レポート(留学の目的及び将来への抱負)
- ※[a][b][d]は当財団の所定様式。
写真1枚を願書(1)に貼付(6ヶ月以内に撮影のもの。上半身正面像4cm×3cm)
※(B)は受入れ大学または教育機関などの受入承諾書も必ず提出して下さい。
7. 願書締切 2017年11月2日(木)必着 郵送のみ受け付け
8. 送付先 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2丁目13番4号 (株)イノアックコーポレーション内
(公財)イノアック国際教育振興財団 事務局 白須 由樹子 宛
9. 選考方法 (A)
①【書類選考】 6.の提出書類について審査。
②【筆記試験/集団面接】 日本語の読み書き、作文等
●受験者へは、改めて事前に試験の案内を致します。
●12月上旬、東京都内にて実施予定。
③【面接】 ①、②の選考に合格した方のみ、2月上旬に東京大崎にて実施予定。
上記及び本制度主旨に則り、総合的に判断の上、最終選考致します。
- (B)
①【書類選考】 6.の提出書類について審査。
②【面接】 ①の選考に合格した方のみ、2月上旬に東京大崎にて実施予定。
上記及び本制度主旨に則り、総合的に判断の上、最終選考致します。
10. 結果通知 本人宛郵送(2月中旬) ※合格者は学校へも連絡します。
11. その他 奨学生推薦書、奨学生願書(1)(2)、レポート等様式はご担当_____迄お問い合わせ下さい。

公益財団法人イノアック国際教育振興財団奨学金給付ガイドライン

【 目的 】

日本から海外の大学等に留学する者及び、海外から日本の大学等へ留学する者に対する奨学援助に関する事業を行い、わが国と諸外国との相互理解の促進に寄与するとともに、世界に貢献できる人材の育成に寄与することを目的とする。

【 事業 】

- (1) 日本人学生の海外留学に対する奨学金の支給。
- (2) 外国人留学生に対する奨学金の支給。
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

【 応募 】

- (1) 応募する者は自ら学ぶ意欲が高く、学業に精進している者であること。
- (2) 学校（学長又は学部長）推薦があること。

【 採用 】

応募者の応募書類、筆記試験、集団面接を通して第一次選考を行い、面接による第二次選考により合格者を内定し、理事会での承認を得て、各学校宛に合格の旨を伝える。

【 奨学生の義務 】

- (1) 一層学業に精進し健康に留意して、本財団の期待する奨学生に相応しい態度であること。
- (2) 奨学金は学業のために使い、他の目的に使用しないこと。
- (3) 本財団が実施する行事に参画し、奨学生相互の啓発向上に努め、志を高めること。
- (4) 以下の事項が生じた時は、ただちに届け出ること。
 - ① 本人の氏名、住所、電話番号その他の重要な事項に変更があったとき。
 - ② 休学、復学、転学、留学、停学、退学など学籍上の異動があったとき。
 - ③ 他の奨学金制度による奨学金の受給が決まったとき。
- (5) ガイドラインに著しく違背したときは、奨学金の一部または全額を返還すること。

特別の理由がなく上記（１）～（５）の義務を怠ったときは、奨学金の支給を停止します。

【 奨学生終了後の心構え 】

本財団では、「ご縁」があった方々との繋がりを大切に考えております。奨学生終了後も連絡が取れるようにしてください。

- (1) 奨学生終了後も氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の事項に変更があった場合には本財団までお知らせ下さい。
- (2) 就職・転職等の場合には、本財団までお知らせ下さい。
- (3) 研究の成果、書籍の出版、新聞への掲載、論文の発表等の報告は大歓迎です。